

ID: 87

担当部署: 保健課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町ホームヘルパー派遣手数料条例 第1条		
例規番号	平成17年条例第99号		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、町長が、日常生活を営むのに著しく支障がある高齢者、重度身体障害者又は重度心身障害児(18歳以上の知的障害者及び重度心身障害者を含む。)のいる世帯に対して、ホームヘルパーを派遣した場合におけるホームヘルパー派遣手数料(以下「手数料」という。)の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文、第2条及び第3条の規定による。</p> <p>(手数料の額)</p> <p>第2条 手数料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>(納入義務者)</p> <p>第3条 手数料の納入義務者は、ホームヘルパーの派遣申出者とする。</p> <p>2 ホームヘルパーの派遣の申出は、原則として当該世帯の生計中心者が行わなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日